

## 前回定例会以降の動き

刈羽村総務課

### 1 原子力災害を想定した冬季訓練【2月12日】

冬季の原子力災害時における対応力の向上を図るため、新潟県、陸上自衛隊とともに、積雪時に孤立地域が発生したことを想定して、陸上自衛隊の大型雪上車を活用した住民避難訓練を行いました。



陸上自衛隊による雪上車への乗車支援



雪上車で孤立地域から一時集合場所へ移動

### 2 安全協定に基づく月例状況確認【2月13日】

新潟県・柏崎市とともに以下について状況確認を実施しました。

(主な確認内容)

- ・原子炉格納容器内設備の概要について

7号機の原子炉格納容器内設備のうち、コリウムシールド、サプレッションプール、格納容器スプレイ等の重大事故等対処設備を中心に現場を確認しながら設備に関する説明を受けました。

### 3 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会【2月15日】

以下に関する議論を傍聴しました。

- ・柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認について  
(水素爆発対策、耐震評価)
- ・6号機大物搬入建屋杭の損傷について

#### **4 市町村による原子力安全対策に関する研究会 首長説明会【2月23日】**

以下に関する説明を受けました。

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所に関する原子力規制の現状について
- ・ 国の原子力安全対策について
- ・ 新潟県の原子力安全対策について

#### **5 安定ヨウ素剤事前配布説明会【2月24、25日】**

新潟県、柏崎市と共同で、柏崎市産業文化会館で安定ヨウ素剤の事前配布を行いました。

#### **6 柏崎刈羽原子力発電所における防火安全対策連絡会【2月28日】**

柏崎刈羽原子力発電所の消防活動訓練、防火安全対策などに関する意見交換等を行いました。

以上

## 地域の会 ご質問に対する回答

令和6年3月6日  
刈羽村総務課

< 本間委員からのご質問 >

【質問1】 今回の地震で、津波警報が発出され、海岸の皆さんを中心に、多くの市民村民が避難しましたが、自動車での避難に際して、あちこちで渋滞が発生したと聞いております。柏崎市刈羽村で津波避難の際、渋滞した場所は何処で、どの程度のものであったか把握しているでしょうか。把握しているようでしたら教えて頂きたい。

【回答】

地震発生後に渋滞が発生したという報告は受けておりません。また、道路担当課による道路パトロールにおいても渋滞が発生している状況は確認されませんでした。

【質問2】 今回の地震で柏崎の揺れは中越沖地震と比べると小さかった訳ですが、北陸自動車道は閉鎖となり、国道8号線は通行止めとなりました。西側への避難経路は閉じられてしまった訳です。この状態で原発事故が起きた際、西に避難する人の行動はどのようにするのか具体的に示して頂きたい。今後検討してなどということでは遅すぎます。明日柏崎が同じ状態になったら住民はどう避難せよというのか明確に示して頂きたい。

【質問3】 他の方向についても、状況により道路が通行不能になり、避難もままならなくなると想定されます。原発との複合災害の時、現在の避難計画による避難経路で順調に避難できると考えるのは無理がありますが、具体的に避難路確保のためにどのような対策あるいは避難路を現在考えているのか示して頂きたい。

【回答】

避難道路が被災した場合は状況に応じて、道路管理者が中心となって、状況に応じて警察、消防、自衛隊等とも協力して道路啓開の実施につとめます。

また、新潟県原子力災害広域避難計画、村の原子力災害 避難するための行動指針と避難計画において、刈羽村からの避難先については新潟・村上方面（村上市）を想定しております。ただし、避難先候補地の選定においては「災害の種類や状況、規模及び風向きや避難方面の緊急時モニタリングの結果等に応じて柔軟に選択ができるようにする」とされており、

糸魚川・妙高方面への避難、災害の態様によっては近隣県への避難も選択肢として検討することとしております。災害時においては関係機関との調整のもと道路状況や迂回ルート等の検討も行った上で、適切な避難先を選定してまいります。

**【質問4】** 今回のような地震と原発事故の複合災害の時、自宅が損壊すれば屋内退避自体が困難であるし、自宅が残っていても、余震の恐れが強ければ屋内退避は困難だと思われませんが、行政としてはそれでも屋内退避を指示する予定なのか？そうでなければ、どのような方法を考えているのかご回答を頂きたい。

**【質問5】** 同じく、津波警報が出されても、地震直後であれば避難所も含めて屋内に留まることは危険だと考えますが、具体的にどこに避難することを考えているのか。特に大雪などで移動できない場合も含め具体的に回答いただきたい。

**【回答】**

P A Zにおいては基本的に放射性物質放出前の避難実施を想定しておりますが、国の防災基本計画において「自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難鼓動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする」とされております。余震や津波発生等の恐れがある場合、まずは指定避難所等へ避難することにより人命への直接的なリスクを回避することを優先していただき、その後に屋内退避を行っていただきたいと考えております。

**【質問6】** 家屋の崩壊などで閉じ込めなどの被災者を救助することが困難になることが想定されますが、原子力災害と同時発生で、線量レベルが上昇する中で、救助隊は駆け付けると考えているのでしょうか。あるいは市町村による自力による救出など対策は考えられているのでしょうか？福島原発事故では津波被災者の多くが、救助されないまま見捨てられざるを得なかった反省を踏まえて回答して頂きたい。

**【回答】**

国の原子力災害対策本部による指示のもと、関係機関、状況に応じて実働組織などと調整の上対応してまいります。

**【質問7】** 1月10日の地域の会において、今回の能登半島地震を踏まえ、現在の避難計画の問題点について、行政の皆さんにお尋ねしました。しかし、皆さんの回答には避難計画の不十分さや問題点などについて批判的な見解は聞かれず、現在の避難計画をどのように修正していくのかという言及さえありませんでした。住民が避難できるか否かという本質的な点には触れず、参集が素早くできたなどというレベルの話しかなかったと記憶しており

ます。原子力規制委員会は能登半島地震に関して、屋内退避が困難であることを認識し、検討する姿勢を示しているのに、住民に近い立場にある県や市村が避難計画のこの点についても（全く？）危機感を持たないというのは、基本的姿勢が誤っているのではないかと思います。すなわち、国の方針に唯々諾々と従うだけで、住民の安全の問題として避難計画を考えるという姿勢が全く不十分なのではないかと感じますが、どのようにお考えでしょうか。

**【回答】**

当村においては全村がP A Zに該当するため、国の指針に基づいて、放射性物質放出前の避難実施を計画しており、屋内退避の実施が想定されるのは、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合となります。なお、屋内退避のあり方については原子力規制委員会において「原子力災害時の屋内退避に関する論点」について議論されており、今後検討が進んでいくものと認識しております。委員会での議論の結果、指針の見直しがあれば、必要に応じて村の計画についても見直しを行ってまいります。

< 飯田委員からのご質問 >

【質問】 関西電力は、昨年10月に使用済み燃料ロードマップで、原発にたまり続ける使用済み燃料の県外搬出や中間貯蔵施設誘致の動きとともに、福井県内の原発施設に乾式貯蔵施設を設置する計画を示しました。このような動きと関連して、関係者に質問を行います。

東京電力が再稼働後、県外への移送ができないような事態が発生した場合、構内に使用済み核燃料が蓄積されてきます。そのような場合、乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設を設置、建設する旨の連絡があった場合の認識について教えてください。

【回答】

乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設の設置、建設については、安全協定に定める事前了解の対象になるものと考えております。設置、建設に関する連絡があった場合は、安全協定に基づいて適切に対応してまいります。